

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要領を次のように定める。

令和３年７月１日

上山市長 横 戸 長兵衛

令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要領

(趣旨)

第１条 この要領は、令和３年度上山市新型コロナウイルス感染症対策安全対策強化経済活動支援金交付要綱（令和３年告示第 号。以下「要綱」という。）第１３条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(山形県新型コロナ対策認証店の発信)

第２条 事業を実施するに当たって次の各号のいずれにも留意すること。

- (１) 紙媒体、ＳＮＳ、画像又は映像を活用したプロモーションを行う場合は、認証マーク又は山形県新型コロナ対策認証店であることがわかるような掲載をすることとする。ただし、令和３年８月１５日以前に取り組んだものは、この限りでない。掲載が困難な場合は、観光・ブランド推進課と協議すること。
- (２) 試作品の製作又は新プランの開発若しくは誘客促進を目的としてキャンペーン等の取組を行う場合は、山形県新型コロナ対策認証店であることを積極的にＰＲすることに努めること。

(申請書類)

第３条 要綱別表第２のプロモーション又は新商品・新プラン開発の（５）その他市長が必要と認める書類は、次の各号又はそれに準じる書類をもって充てる。

- (１) 支払のわかる領収書
 - (２) 製作した成果物又は実施したことがわかる書類
- (その他)

第４条 その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和３年４月２２日から適用する。